

**番号法の改正等に伴う『個人情報保護に関する指針』に関する解説」の
一部改正について**

平成 29 年 5 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

去る 3 月 21 日付で『個人情報保護に関する指針』に関する解説」の一部改正を行ったところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）の改正に伴う引用条文の追加修正等を行うため、一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

（１）番号法の改正に伴う引用条文の修正を行う。

（２）その他所要の改正を行う。

III. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 個人情報監理室（TEL 03-3667-8470）

以 上

「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について

平成 29 年 5 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
第 1 条 (目 的) (1)～(6) (現行どおり) (7) この解説において、個人情報に関連するガイドラインの略称は以下による。 ①～④ (省 略) ⑤ 金融分野 GL 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン (<u>平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号</u>) ⑥ 番号法金融 GL 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	第 1 条 (目 的) (1)～(6) (省 略) (7) この解説において、個人情報に関連するガイドラインの略称は以下による。 ①～④ (省 略) ⑤ 金融分野 GL 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン (<u>平成 21 年金融庁告示第 63 号</u>) ⑥ 番号法金融 GL 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取<u>扱</u>いに関するガイドライン
第 2 条 (定 義) 8. 匿名加工情報 (1) 以下に掲げるものが匿名加工情報に該当する と考えられる。 <u>イ</u> (現行どおり) <u>ロ</u> (現行どおり) (2) (現行どおり)	第 2 条 (定 義) 8. 匿名加工情報 以下に掲げるものが匿名加工情報に該当する と考えられる。 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略)
第 6 条 (利用目的による制限) (1)・(2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-4、番号法第 9 条、第<u>30</u>条第 3 項、番号法金融GL 1-(1))	第 6 条 (利用目的による制限) (1)・(2) (省 略) (3) (省 略) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-4、番号法第 9 条、第<u>29</u>条第 3 項、<u>第32条</u>、番号法金融GL 1-(1))
第 9 条 (個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) (1)～(3) (現行どおり) (4) 「明示」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。	第 9 条 (個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) (1)～(3) (現行どおり) (4) 「明示」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。

新	旧
①～③ (現行どおり) ④ インターネット取引の場合は、顧客入力画面や顧客宛て電子メール等により明示する方法 (5)～(11) (現行どおり)	①～③ (現行どおり) ④ インターネット取引の場合は、顧客入力画面や顧客宛て電子メールにより明示する方法 (5)～(11) (省 略)
第 11 条 (安全管理措置) (1) (現行どおり) (参照条文等：保護法第20条、金融分野GL第 8 条) (2)・(3) (現行どおり)	第 11 条 (安全管理措置) (1) (省 略) (参照条文等：保護法第20条、金融分野GL第 8 条、<u>番号法第33条</u>) (2)・(3) (省 略)
第 12 条 (役職員の監督) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条、通則GL3-3-3、金融分野GL第 9 条)	第 12 条 (役職員の監督) (1) (省 略) (2) (省 略) (参照条文等：保護法第21条、通則GL3-3-3、金融分野GL第 9 条、<u>番号法第34条</u>)
第 14 条 (第三者提供の制限) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (参照条文等：番号法第15条、第19条、第<u>30</u>条第 3 項、番号法金融GL 3-(2)) (3)～(17) (現行どおり) (18) (現行どおり) (参照条文等：番号法第<u>30</u>条 第 3 項、番号法金融GL 3-(2)) (19)～(22) (現行どおり)	第 14 条 (第三者提供の制限) (1) (省 略) (2) (省 略) (参照条文等：番号法第15条、第19条、第<u>29</u>条第 3 項、番号法金融GL 3-(2)) (3)～(17) (省 略) (18) (省 略) (参照条文等：番号法第<u>29</u>条 第 3 項、番号法金融GL 3-(2)) (19)～(22) (省 略)
第 15 条 (保有個人データに関する事項の公表等) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、施行令第 8 条、通則 <u>GL3-5-1</u>、金融分野GL第12条)	第 15 条 (保有個人データに関する事項の公表等) (1) (省 略) (2) (省 略) (参照条文等：保護法第27条、施行令第 8 条、通則 <u>ガイドライン3-5-1</u>、金融分野GL第12条)